



金 沢 市 公 報

号外第8号の6

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 6
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (職員課)	1	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 14
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則 (")	3	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 42
金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (")	5	職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 52
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 (")	5	技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 52
金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (")	5	金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (") 54
		金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (") 54

規 則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第17号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)別表第2イの表の備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、この規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて同表に定める号給
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年規則第97号)は、廃止する。

別表 職員の新号給

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	365,400 円	85	85	86	86	87

4 級	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11 級	580,300	37	38	39	40	41

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
1 級	355,500 円		149	150	151	152	153
	357,700		153	154	155	156	157
2 級	412,200		133	134	135	136	137
	415,000		137	138	139	140	141
3 級	472,500		109	110	111	112	113
	475,500		113	114	115	116	117
4 級	505,300		93	94	95	96	97
	508,600		97	98	99	100	101
5 級	592,800		73	74	75	76	77
	597,400		77	78	79	80	81

ウ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	457,000 円		129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	515,800 円		89	90	91	92	93
	519,200		93	94	95	96	97
3 級	572,000		81	82	83	84	85
	576,100		85	86	87	88	89

4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

オ 医療職給料表⁽²⁾の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		4 級	386,900 円	101	102	103
5 級	424,900	81	82	83	84	85
7 級	491,600	49	50	51	52	53

カ 医療職給料表⁽³⁾の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		1 級	321,000 円	161	162	163
	322,800	165	166	167	168	169
2 級	369,600	149	150	151	152	153
3 級	396,600	121	122	123	124	125
4 級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5 級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第18号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正前の基準規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第23号）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）をいう。
- (2) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (3) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「基準規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (4) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成18年改正条例附則第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間をいう。）

イ 専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）

ウ 派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間をいう。）

エ 育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

オ 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。）第13条に規定する病気休暇又は第15条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

- (7) 復職時調整 基準規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第6条の規定による号給の調整をいう。
- (8) 再任用職員異動 地公法第28条の4第1項の規定により採用された職員について行う服務等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (9) 教育職員 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）別表第2イの適用を受ける職員をいう。
- (10) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、給料表の適用を受けない地方公務員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
（平成18年改正条例附則第7条第1項の市長が定める職員）

第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 切替日以降にその者が属する職務の級が3級又は4級である教育職員
- (6) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）
（平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の基準規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の基準規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の基準規則第42条又は平成18年改正条例附則第17条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額
- (5) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員でその者が属する職務の級が3級又は4級である場合（その者が属する職務の級が3級である場合で第2号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において受けていた給料月額及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条

例第48号) 第3条第1項に規定する教職調整額の合計額

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第6条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「担当館長 園長」を「担当館長」に改め、同項第2号中「管理指導員」を「管理指導員 管理班長」に改める。

別表中「臨床検査技師 衛生検査技師」を「臨床検査技師」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成6年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

「自然環境担当者、環境指導担当者及び環境監視担当者（以下「自然環境担当者等」という。）に限る。」	を	「自然担当者、指導担当者及び監視担当者（以下「自然担当者等」という。）に限る。」	に、
--	---	--	----

「建築指導課 建物安全対策室」	を	「建築指導課 建物安全対策室 建築確認審査室」	に、
--------------------	---	-------------------------------	----

「相談センター」	を	「地域教育センター」	
----------	---	------------	--

に改める。

別表第2第2項の表中「自然環境担当者等」を「自然担当者等」に改め、

夏上着	3	女性職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に限る。	を削る。
冬上着	1		
ベスト	1		
スカート	2		

別表第3第2項の表中

「教育プラザ富樫（保育職員の研修の業務に従事する者に限る。以下この表において同じ。）を除く。」	を
---	---

「教育プラザ富樫を除く。」	に改め、
---------------	------

夏上着	3	福祉健康センター及び教育プラザ富樫の女性職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に限る。	を削る。
冬上着	1		
ベスト	1		
スカート	2		

別表第6第2項の表中

「保育所及び子ども療育センターたんぼ園を除く。」	を	「保育所を除く。」	に、
--------------------------	---	-----------	----

「保育所及び子ども療育センターたんぼ園に限る。」	を	「保育所に限る。」	に改める。
--------------------------	---	-----------	-------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

第2条の3中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

第5条の2を次のように改める。

（地域手当）

第5条の2 条例第12条の2第1項の市長が定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第2項の市長が定める割合は、当該地域の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 東京都の特別区 100分の18
- (2) 金沢市 100分の3

- 2 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第5条の2の3中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第13条第1項第4号中「消防本部」を「消防局」に改める。

第13条の3の見出し中「基礎となる特殊勤務手当」を「算出の基礎」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第20条の市長が定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに8時間乗じて得た時間（再任用短時間勤務職員にあっては、その時間に勤務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間）とする。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2の前の見出しを削り、同条第1項中「4級」を「3級」に改め、同条を第16条の3とし、同条の前に見出しとして「(加算を受ける職員及び加算割合)」を付し、第16条の次に次の1条を加える。

（特定幹部職員としない職員）

第16条の2 条例第21条第2項の市長が定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、条例第24条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）のうち、第2条の3の規定による管理職手当に係る支給割合が1種又は2種の職を占める職員以外の職員とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級以上の職員
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員

別表第1中「第16条の2関係」を「第16条の3関係」に改め、同表行政職給料表の項中「11級及び10級」を「8级以上」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表医療職給料表(1)の項中「4級及び3級」を「3级以上」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「8級、7級及び6級」を「6级以上」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「7級及び6級」を「6级以上」に改める。

別表第2市長の事務部局の項及び教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 卸売市場長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 市立病院診療部長 市立病院中央診療部長 美術工芸大学事務局長 技監 副収入役 その他の担当局長	1種
	部長（美術工芸大学学生部長を除く。） 産業局次長 東京事務所長 福祉健康センター所長 保健所長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部副部長 その他の担当部長	2種
	課長 調査統計室長 職員厚生室長 検査員室長 ファッション産業振興室長 森づくり推進室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 人権同和对策室長 男女共同参画室長 市民センター所長（森本市民センター所長、金石市民センター所長、犀川市民センター所長、安原市民センター所長及び元町市	3種

	民センター所長に限る。) 城北児童会館長 福祉健康センター次長 食品安全対策室長 食肉衛生検査所長 戸室新保理立場長 管理センター所長 西部クリーンセンター所長 近江町市場再整備事務所長 生活道路室長 道路等管理事務所長 市立病院事務局次長 市立病院薬剤部長 市立病院看護部長 美術工芸大学学生部長 美術工芸大学事務局次長	
	美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学美術工芸研究所長	4種
	用水・惣構堀保全室長 滞納整理室長 まちなかビジネス振興室長 中山間地域農業振興室長 放牧場長 市民センター所長 (森本市民センター所長、金石市民センター所長、犀川市民センター所長、安原市民センター所長及び元町市民センター所長を除く。) 金石保育所長 中村町保育所長 施設整備室長 東部クリーンセンター所長 地区計画推進室長 設計技術室長 建物安全対策室長 建築確認審査室長 市立病院事務局医事室長 美術工芸大学評議員 (美術工芸大学学長を除く。) その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種
教育委員会	担当局長	1種
の事務局	部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長 地域教育センター所長	3種
	市立工業高等学校教頭 その他の担当課長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2 農業委員会の事務局の項を次のように改める。

農業委員会	事務局長	3種
の事務局	事務局次長	5種

別表第3中 「 消防本部及び消防署 消防吏員 1.0 」 を

消防局及び消防署	消防吏員	1.0	に、
こども総合相談センター	心理士	2.0	

教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等	ア 指導主事及び市長がこれに準ずると認める者	4.0以内で市長が定める数	を
	イ 心理士	2.0	

教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等	指導主事及び市長がこれに準ずると認める者	4.0以内で市長が定める数	に改める。
-----------------------------------	----------------------	---------------	-------

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2 調整基本額表 (第2条の2関係)

1 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,500円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円

8 級	12,700円
9 級	14,400円

2 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,100円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,900円

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第21条の5関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300

17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	
53	8,600	12,100	17,700	

	54	8,600	12,100	17,700
	55	8,600	12,100	17,700
	56	8,600	12,100	17,700
	57	8,800	12,500	18,000
	58	8,800	12,500	18,000
	59	8,800	12,500	18,000
	60	8,800	12,500	18,000
	61	9,100	12,900	18,300
	62	9,100	12,900	18,300
	63	9,100	12,900	18,300
	64	9,100	12,900	18,300
	65	9,400	13,300	18,500
	66	9,400	13,300	18,500
	67	9,400	13,300	18,500
	68	9,400	13,300	18,500
	69	9,700	13,700	18,700
	70	9,700	13,700	18,700
	71	9,700	13,700	18,700
	72	9,700	13,700	18,700
	73	9,900	14,000	18,900
	74	9,900	14,000	18,900
	75	9,900	14,000	18,900
再任用 職員以 外の職 員	76	9,900	14,000	18,900
	77	10,200	14,400	19,100
	78	10,200	14,400	
	79	10,200	14,400	
	80	10,200	14,400	
	81	10,400	14,700	
	82	10,400	14,700	
	83	10,400	14,700	
	84	10,400	14,700	
	85	10,600	15,000	
	86	10,600	15,000	
	87	10,600	15,000	
	88	10,600	15,000	
	89	10,800	15,400	
	90	10,800	15,400	
	91	10,800	15,400	

92	10,800	15,400
93	11,000	15,700
94	11,000	15,700
95	11,000	15,700
96	11,000	15,700
97	11,200	16,000
98	11,200	16,000
99	11,200	16,000
100	11,200	16,000
101	11,400	16,300
102	11,400	16,300
103	11,400	16,300
104	11,400	16,300
105	11,500	16,500
106	11,500	16,500
107	11,500	16,500
108	11,500	16,500
109	11,600	16,800
110	11,600	16,800
111	11,600	16,800
112	11,600	16,800
113	11,700	17,000
114	11,700	17,000
115	11,700	17,000
116	11,700	17,000
117	11,900	17,200
118	11,900	17,200
119	11,900	17,200
120	11,900	17,200
121	12,000	17,400
122	12,000	17,400
123	12,000	17,400
124	12,000	17,400
125	12,100	17,600
126	12,100	17,600
127	12,100	17,600
128	12,100	17,600

	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(給料の調整額に関する経過措置)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「条例」という。）第10条の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第2条の2第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）による改正前の条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の職員の給与に関する条例施行規則（次号において「改正前の規則」という。）第2条の2第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の2第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年規則第18号。以下この号において「給料に関する規則」という。）第4条第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、市長の定める額
- ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
- イ 給料に関する規則第4条各号に掲げる場合に該当することとなった職員
- (4) 施行日以後に、国家公務員、給料表の適用を受けない地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 第3条 平成22年3月31日までの間における条例第12条の2第2項の市長が定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 東京都の特別区 100分の13
- (2) 金沢市 100分の1
- 2 平成22年3月31日までの間における条例第12条の3の市長が定める割合は、100分の11とする。
- (雑則)
- 第4条 前2条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第7章 昇給期間の短縮（第28条 - 第31条）」を「第7章 削除」に改める。

第1条中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第4章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第10条第1項第1号ア中「8級、9級、10級及び11級」を「6級、7級、8級及び9級」に改める。

第11条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第22条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第23条第1項第1号若しくは第2号」を「第22条第1項

又は第23条第1項に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第13条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第14条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「それぞれ当該」を「当該」に、「給料月額」を「号給」に、「18月(第1号から第3号までに掲げる者のそれぞれ当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第4号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)」を「12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)」に、「1年」を「1」に改め、「これを切り捨てた数)」の次に「に4(新たに職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(市長が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同項ただし書を削る。

第15条の見出し、第16条(見出しを含む。)、第17条(見出しを含む。)及び第18条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第22条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2条」を「前3条」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に、「これら」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項及び第7項を削り、同条に次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、市長が定める号給とする。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第23条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改め、同条第4項を削る。

第25条の見出し及び同条第1項(第2号を除く。)中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和37年10月1日(以下「基準日」という。)以後に新たに職員となった者(次号及び第3号に掲げる者を除く。)」を「次号及び第3号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第2号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり、」を削り、「給料月額」を「初任給」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同項第3号中「基準日以後に新たに職員となった者のうち」を削り、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第3項中「また」を「又は」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第27条の見出し及び同条前段中「給料月額」を「号給」に改め、同条後段中「及び基準日以後に新たに職員となり、その給料月額の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者(次号に掲げる者を除く。)」を「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者」に、「並びに基準日以後に新たに職員となった者のうち、その給料月額の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び市長の定める異動に該当する異動をした者」を「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び市長が定める異動に該当する異動をした者」に改める。

第7章及び第8章を次のように改める。

第7章 削除

第28条から第31条まで 削除

第8章 昇給

(昇給日)

第32条 条例第5条第5項の市長が定める日は、第38条又は第39条に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第33条 条例第5条第5項の規定による昇給（第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。第35条及び第36条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第34条 条例第5条第6項の市長が定める職員は、次に掲げる職員のうち、職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）第2条の3の規定による管理職手当に係る支給割合が1種又は2種の職を占める職員とする。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
- (2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第35条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第7の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、市長が定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 市長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） D
- (2) 市長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 各組織において、前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、市長が定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長が定める特定職員にあっては、市長が定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 1の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、各組

織の特定職員の定員、第5項の市長が定める割合等を考慮して各組織ごとに市長が定める号給数を超えてはならない。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第36条 特定職員以外の職員を条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(昇給号給数の抑制に係る職員の範囲)

第37条 条例第5条第7項の市長が定める職員は、55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第38条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 定員の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、市長が定める日に、条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第40条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第9章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第41条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第22条第5項」を「第22条第3項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第42条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第34条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条の2(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第43条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第45条中「若しくは第25条第1項第2号」を「、第25条第1項第2号」に改め、「含む。)」の次に「若しくは第42条第2項」を加え、「給料月額」を「号給」に改める。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	主事、技師、保育士、司書、学芸員及び消防士の職務
2 級	困難な業務を行う主事、技師、保育士、司書、学芸員及び消防士の職務
3 級	1 主査及び消防司令補の職務 2 主任の職務
4 級	1 課長補佐及び消防司令の職務 2 前号に相当する職務 3 困難な業務を分掌する主査及び消防司令補の職務

	4 特に困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 困難な業務を処理する課長補佐及び消防司令の職務 2 前号に相当する職務
6 級	1 課長及び消防司令長の職務 2 特に困難な業務を処理する課長補佐及び消防司令の職務 3 前2号に相当する職務
7 級	1 部長及び消防監の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長及び消防司令長の職務 3 前2号に相当する職務
8 級	1 特に困難で重要な業務を所掌する部長及び消防監の職務 2 前号に相当する職務
9 級	1 局長及び消防正監の職務 2 前号に相当する職務

備考 この表は、他の級別標準職務表の適用を受けない職務について適用する。
別表第2アの表及びびイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
正 規 の 試 験	大 学 卒		3	4	4	2
		0	3	7	11	13
	短 大 卒		5.5	4	4	2
0		6	10	14	16	
高 校 卒		8	4	4	2	
	0	8	12	16	18	
そ の 他	高 校 卒		10	4	4	2
		0	10	14	18	20

イ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
教 授	大 学 卒				3
				0	9
短 大 卒					3
	0		0	12	
助 教 授	大 学 卒		0	6	3
				6	9
短 大 卒			0	6	3
	0		9	12	
講 師	大 学 卒			6	
			0	6	
短 大 卒				6	
	0		9		
助 手	大 学 卒		0		
			2.5		
短 大 卒		0	2.5		
	0				

技 術 員	大 学 卒	0			
	短 大 卒	0			

別表第2ウの表の表を次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 頭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 諭 実 習 教 諭 養 護 教 諭	大 学 卒		0
	短 大 卒	0	2.5 2.5
助 教 諭 講 師 実 習 助 手	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

別表第2エの表の表を次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
医 師 歯 科 医 師	大 学 6 卒		6
		0	6

別表第2オの表の表を次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
薬 剤 師 獣 医 師	大 学 卒			5	3	別に定める	別に定める	別に定める
		0	5	8				
	短 大 卒		2.5	5	3	別に定める	別に定める	別に定める
		0	2.5	8	11			
管 理 栄 養 士 栄 養 士	大 学 卒			5	3	別に定める	別に定める	
		0	5	8				
	短 大 卒		2.5	5	3	別に定める	別に定める	
		0	2.5	8	11			
診 療 放 射 線	大 学 卒			5	3	別に定める	別に定める	
			0	5	8			

技 師	短大3卒		1	5	3	別に定める	別に定める	
		0	1	6	9			
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める	別に定める	
			0	5	8			
	短大3卒		1	5	3	別に定める	別に定める	
		0	1	6	9			
臨床工学士	大学卒			5	3	別に定める		
			0	5	8			
	短大3卒		1	5	3	別に定める		
		0	1	6	9			
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定める		
			0	5	8			
	短大3卒		1	5	3	別に定める		
		0	1	6	9			
歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める		
		0	2.5	8				
	高校 専攻科卒		4	5	別に定める	別に定める		
		0	4	9				
歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める		
		0	2.5	8				
	高校卒		5	5	別に定める	別に定める		
		0	5	10				
あん摩 マッサージ 指圧師	短大3卒		1	5	別に定める	別に定める		
		0	1	6				
			2.5	5				
	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める		
		0	2.5	8				
	高校卒		5	5	別に定める	別に定める		
		0	5	10				
そ の 他	短大卒		別に定める	別に定める				
		0						
		高校卒		別に定める	別に定める			
	中学卒	4	別に定める	別に定める				

別表第2オの表の備考中「、衛生検査技師」を削り、同表力の表の表を次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保 健 師 助 産 師 看 護 師	大学卒			5	別に定める	別に定める
			0	5		
	短大卒			7	別に定める	別に定める
			0	7		
養 護 師	短大卒	0	別に定める			
准看護師	准看護師 養成所卒	0	別に定める			

別表第6アの表中

2級2号給
1級5号給
1級3号給
1級2号給
2級3号給
1級6号給
1級4号給
1級3号給

を

1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給
1級29号給
1級19号給
1級9号給
1級5号給

に改め、同アの表の備考を削り、同表イの表中

2級9号給
2級5号給
2級2号給
1級12号給
1級8号給
1級5号給
1級2号給

を

2級31号給
2級13号給
2級1号給
1級43号給
1級25号給
1級13号給
1級3号給

に改め、同表ウの表中

2級9号給
2級5号給
2級2号給
1級4号給
1級7号給
1級4号給
1級2号給

を

2級31号給
2級13号給
2級1号給
1級11号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

に改め、同表エの表中

1級8号給
1級2号給

を

1級25号給
1級1号給

に改め、同表オの表中

2級3号給
2級6号給
2級3号給
2級2号給
1級4号給
2級2号給
1級6号給
2級2号給
1級6号給

を

2級1号給
2級13号給
2級1号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級17号給

に改め、衛生検査技師の項を削り、

2級2号給
1級6号給
2級2号給
1級6号給
1級4号給
1級3号給
1級4号給
1級2号給
1級6号給
1級4号給
1級2号給
1級4号給
1級2号給

を

2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
1級7号給
1級11号給
1級1号給
1級17号給
1級11号給
1級1号給
1級11号給
1級1号給

に改め、同表力の表中

2級4号給
2級3号給
1級5号給
1級2号給

を

2級11号給
2級5号給
1級13号給
1級1号給

に改め、同力の表の備考

第3項中「2級4号給」を「2級9号給」に改める。

別表第7及び別表第7の2を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16

42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				

89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1

7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	26	22	30	14
43	27	23	31	15
44	28	24	32	16
45	29	25	33	17
46	29	26	34	18
47	30	27	35	19
48	30	28	36	20
49	31	29	37	21
50	31	30	38	21
51	32	31	39	22
52	32	32	40	22
53	33	33	41	23

54	33	33	41	23
55	34	33	42	24
56	34	34	42	24
57	35	34	43	25
58	35	34	43	25
59	36	35	44	25
60	36	35	44	26
61	37	35	45	26
62	37	36	46	26
63	37	36	47	27
64	38	36	48	27
65	38	37	49	27
66	38	37	50	28
67	39	38	51	28
68	39	38	52	28
69	39	39	53	29
70	40	39	54	29
71	40	40	55	30
72	40	40	56	30
73	41	41	57	31
74	41	41	57	31
75	41	42	58	32
76	42	42	58	32
77	42	43	59	33
78	42	43	59	33
79	43	44	60	33
80	43	44	60	34
81	43	45	61	34
82	44	45	61	34
83	44	46	62	35
84	44	46	62	35
85	45	47	63	35
86	45	47	63	36
87	45	48	64	36
88	46	48	64	36
89	46	49	65	37
90	46	49	65	37
91	47	49	66	37
92	47	49	66	37
93	47	50	67	38
94	48	50	67	38
95	48	50	68	38
96	48	50	68	38
97	49	51	69	39
98	49	51	69	39
99	50	51	70	39
100	50	51	70	39

101	51	52	71	40
102	51	52	71	
103	52	52	72	
104	52	52	72	
105	53	53	73	
106	53	53	73	
107	53	53	74	
108	54	54	74	
109	54	54	75	
110	54	54	75	
111	55	55	76	
112	55	55	76	
113	55	55	77	
114	56	56	77	
115	56	56	78	
116	56	56	78	
117	57	57	79	
118	57	57		
119	57	57		
120	57	57		
121	58	58		
122	58	58		
123	58	58		
124	58	58		
125	59	59		
126	59	59		
127	59	59		
128	59	59		
129	60	60		
130	60	60		
131	60	60		
132	60	60		
133	61	61		
134	61	61		
135	61	61		
136	62	62		
137	62	62		
138	62	62		
139	63	63		
140	63	63		
141	63	63		
142	64			
143	64			
144	64			
145	65			
146	65			
147	65			

148	66			
149	66			
150	66			
151	67			
152	67			
153	67			
154	68			
155	68			
156	68			
157	69			

ウ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1

34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	

81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	

128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

工 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1

18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38

65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

オ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14
43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15
46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16
51	30	35	39	34	34	27	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	28	
55	32	39	43	36	36	28	
56	32	40	44	36	36	28	
57	33	41	45	37	37	29	

58	34	42	46	38	37	29	
59	35	43	47	39	37	30	
60	36	44	48	40	38	30	
61	37	45	49	41	38	31	
62	37	46	50	41	38	31	
63	38	47	51	41	39	32	
64	38	48	52	42	39	32	
65	39	49	53	42	39	33	
66	39	50	54	42	40		
67	40	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	41		
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	42		
72	42	54	60	44	42		
73	43	55	61	45	43		
74	43	55	61	45	43		
75	44	56	62	45	44		
76	44	56	62	45	44		
77	45	57	63	46	45		
78	45	57	63	46	45		
79	45	58	64	46	46		
80	46	58	64	46	46		
81	46	59	65	47	47		
82	46	59	65	47	47		
83	47	60	66	47	48		
84	47	60	66	47	48		
85	47	61	67	48	49		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	49			
90		62	70	49			
91		62	71	49			
92		62	72	50			
93		62	73	50			
94		62	73	50			
95		63	74	51			
96		63	74	51			
97		63	75	51			
98		63	75	52			
99		63	76	52			
100		64	76	52			
101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			

105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

カ 医療職給料表⁽³⁾昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18

35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	

82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				

129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第7の2 特定職員昇給号給数表 (第35条関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8の備考第1項を削り、同備考第2項を同表の備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第13号)附則第2条の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2条適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級又は5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2条適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級又は5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第13号)附則第2条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

5 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給規則」という。)第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から初任給規則第11条第1項の規定による号給(初任給規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が初任給規則第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年度の2月1日(初任給規則第35条第1項に規定する特定職員にあっては、同年度の1月1日)以後である場合にあっては、同年度の翌年度の4月1日)の翌日から採用日までの間における初任給規則第32条第1項に規定する昇給日(平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(切替日における昇給日の取扱い)

6 切替日における新規則第32条の規定の適用については、同条中「毎年4月1日(以下」とあるのは、「毎年4月1日(平成18年4月1日を除く。以下」とする。

(平成18年4月2日から平成21年4月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例等)

7 平成18年4月2日から平成21年4月1日までの間における初任給規則第35条第1項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(条例第5条第7項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE)」とする。

- 8 平成19年4月1日までの間における初任給規則第35条第6項の規定の適用については、同項中「前年の昇給日後」とあるのは、「平成18年4月1日後」とする。
(平成19年4月1日における一般職員の昇給の号給数等)
- 9 平成19年4月1日において、特定職員（初任給規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第5項の規定による昇給（初任給規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に初任給規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、その数に、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成19年3月31日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた数））に相当する号給数（市長が定める一般職員にあっては、市長が定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
 - (2) 条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員で次項第3号に掲げる一般職員に該当するもの
 - (3) 次項第3号に掲げる一般職員（条例第5条第7項の規定の適用を受けるものを除く。）で市長が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 10 一般職員の基準号給数は、初任給規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、3号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、2号給）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、1号給以下）
- 11 市長が定める事由以外の事由によって切替日から平成19年3月31日までの期間（当該期間の途中において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他市長が定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 12 附則第9項の規定による昇給の号給数が、平成19年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 13 附則第10項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各組織の一般職員の定員等を考慮して各組織ごとに市長が定める号給数を超えてはならない。
(初任給基準に関する特例)
- 14 切替日において新たに職員となった者に対する新規別表第6オの表の適用については、同オの表薬剤師の項中「2級1号給」とあるのは「2級5号給」と、同オの表獣医師の項中「2級13号給」とあるのは「2級17号給」とする。
(雑則)
- 15 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 16 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成2年規則第73号）の一部を次のように改正する。
附則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 17 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成8年規則第109号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第3までを削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

18 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成12年規則第86号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「条例第5条第9項中「55歳(市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの)」とあるのは「57歳」を「条例第5条第7項中「55歳以上の職員のうち市長が定める」とあるのは「57歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する」に改める。

第7条中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条の表を次のように改める。

給 料 表	職 員	加算割合
技能労務職給料表	職務の級6級及び5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員(市長が定める職員に限る。)	100分の5

第8条の2中「調整手当」を「地域手当」に、「52を乗じたもの」を「52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに8時間を乗じて得た時間を減じたもの」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700	295,900
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600	298,000
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500	300,100
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400	302,200
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300	304,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200	306,400
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100	308,500
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000	310,600
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700	312,600
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500	314,700
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300	316,800
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100	318,900

13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700	320,900
14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400	323,000
15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100	325,100
16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800	327,200
17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	329,100
18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	331,200
19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800	333,300
20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	335,400
21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	337,300
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	339,300
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000	341,300
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	343,300
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100	345,200
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	347,100
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	349,000
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	350,900
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	352,800
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	354,400
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	356,000
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	357,600
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	359,300
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	360,500
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	361,700
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	362,900
37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600	363,900
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	365,000
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	366,100
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	367,200
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	368,100
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	368,800
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	369,500
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	370,200
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	370,800
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	371,500
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	372,200
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	372,900
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	373,400

	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	374,100
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	374,800
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	375,500
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	376,000
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	376,700
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700	377,400
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600	378,100
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500	378,600
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400	379,300
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300	380,000
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200	380,700
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100	381,200
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000	381,800
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900	382,400
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800	383,000
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500	383,700
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100	384,300
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700	384,900
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300	385,500
再任用 職員以 外の職 員	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800	386,200
	70	203,700	254,200	285,400	316,500		386,800
	71	204,400	254,800	286,200	317,000		387,400
	72	205,100	255,400	287,000	317,500		388,000
	73	205,900	255,900	287,900	317,800		388,700
	74	206,700	256,400	288,700	318,300		389,300
	75	207,500	256,900	289,500	318,800		389,900
	76	208,300	257,400	290,300	319,300		390,500
	77	208,900	258,000	291,100	319,600		391,200
	78	209,600	258,500	291,700	320,000		
	79	210,300	259,000	292,300	320,400		
	80	211,000	259,500	292,900	320,800		
	81	211,700	259,900	293,400	321,300		
	82	212,400	260,200	294,000	321,700		
	83	213,100	260,500	294,600	322,100		
	84	213,800	260,800	295,200	322,500		
	85	214,500	261,200	295,700	322,900		
	86	215,200	261,600	296,300	323,300		
	87	215,900	262,000	296,900	323,700		

88	216,600	262,400	297,500	324,100
89	217,200	262,600	297,900	324,400
90	217,800	263,000	298,400	324,800
91	218,400	263,400	298,900	325,200
92	219,000	263,800	299,400	325,600
93	219,500	264,200	299,900	325,900
94	220,000	264,600	300,400	326,300
95	220,500	265,000	300,900	326,700
96	221,000	265,400	301,400	327,100
97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	
113	229,800	270,500	308,400	
114	230,300	270,800	308,800	
115	230,800	271,100	309,200	
116	231,300	271,400	309,600	
117	231,700	271,700	309,900	
118	232,100	272,000	310,300	
119	232,500	272,300	310,700	
120	232,900	272,600	311,100	
121	233,300	272,800	311,400	
122		273,100	311,800	
123		273,400	312,200	
124		273,700	312,600	

	125		273,800	312,800			
	126		274,100	313,200			
	127		274,400	313,600			
	128		274,700	314,000			
	129		274,800	314,200			
	130		275,100	314,600			
	131		275,400	315,000			
	132		275,700	315,400			
	133		275,800	315,600			
	134		276,100				
	135		276,400				
	136		276,700				
	137		276,800				
再任用 職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	321,100

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 技能職員の職務 2 業務職員の職務
2 級	1 相当の技能を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする業務職員の職務
3 級	1 特に高度の技能及び高度の技能を必要とする技能職員の職務 2 業務職員の主任及び高度の経験を必要とする業務職員の職務
4 級	1 技能職員の主任の職務 2 業務職員の主査及び高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務
5 級	1 技能職員の主査及び高度の技能を必要とする技能職員の主任の職務 2 高度の経験を必要とする業務職員の主査及び特に高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務
6 級	1 高度の技能を必要とする技能職員の主査の職務 2 特に高度の経験を必要とする業務職員の主査の職務

別表第3 (第4条関係)

技能労務職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
技能職員	高校卒	0	1	2	別に定める	別に定める	別に定める
			1	3			
技能職員	中学卒	0	1	2	別に定める	別に定める	別に定める
			1	3			
業務職員	中学卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

備考

- 1 職種欄の各区分については、第2条に定めるところによる。
- 2 技能職員のうち運転技士で、その者の有する学歴免許等の資格が基準規則別表第3学歴免許等資格区分表の「高校卒」に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。
- 3 技能職員のうち運転技士にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、その免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第4中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1級10号給</td></tr> <tr><td>1級7号給</td></tr> <tr><td>1級11号給</td></tr> <tr><td>1級8号給</td></tr> <tr><td>1級9号給</td></tr> <tr><td>1級6号給</td></tr> <tr><td>1級8号給</td></tr> <tr><td>1級5号給</td></tr> <tr><td>1級6号給から</td></tr> <tr><td>1級25号給まで</td></tr> </table>	1級10号給	1級7号給	1級11号給	1級8号給	1級9号給	1級6号給	1級8号給	1級5号給	1級6号給から	1級25号給まで	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1級33号給</td></tr> <tr><td>1級21号給</td></tr> <tr><td>1級37号給</td></tr> <tr><td>1級25号給</td></tr> <tr><td>1級29号給</td></tr> <tr><td>1級17号給</td></tr> <tr><td>1級25号給</td></tr> <tr><td>1級13号給</td></tr> <tr><td>1級17号給から</td></tr> <tr><td>1級93号給まで</td></tr> </table>	1級33号給	1級21号給	1級37号給	1級25号給	1級29号給	1級17号給	1級25号給	1級13号給	1級17号給から	1級93号給まで	に改める。
1級10号給																								
1級7号給																								
1級11号給																								
1級8号給																								
1級9号給																								
1級6号給																								
1級8号給																								
1級5号給																								
1級6号給から																								
1級25号給まで																								
1級33号給																								
1級21号給																								
1級37号給																								
1級25号給																								
1級29号給																								
1級17号給																								
1級25号給																								
1級13号給																								
1級17号給から																								
1級93号給まで																								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった技能労務職員(以下「職員」という。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において技能労務職員の給与に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(市長が定める職員にあっては、市長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)
- 4 切替日の前日において技能労務職員の給与に関する規則別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、附則別表第3に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(号給の切替えに伴う措置)
- 6 附則第2項から前項に定めるもののほか、号給の切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第13号)の附則の規定による一般職の職員の例による。
(その他)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 8 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成12年規則第85号)の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

給 料 表	旧 級	新 級
技 能 労 務 職 給 料 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級

附則別表第2 号給の切替表 (附則第3項関係)

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
1	3月未満		1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4	1
	12月以上	21	21	17	29	9	5	1
7	3月未満	21	21	17	29	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8	4
	12月以上	25	25	21	33	13	9	5
	3月未満	25	25	21	33	13	9	5

8	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12	8
	12月以上	29	29	25	37	17	13	9
9	3月未満	29	29	25	37	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16	12
	12月以上	33	33	29	41	21	17	13
10	3月未満	33	33	29	41	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20	16
	12月以上	37	37	33	45	25	21	17
11	3月未満	37	37	33	45	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24	20
	12月以上	41	41	37	49	29	25	21
12	3月未満	41	41	37	49	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28	24
	12月以上	45	45	41	53	33	29	25
13	3月未満	45	45	41	53	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32	28
	12月以上	49	49	45	57	37	33	29
14	3月未満	49	49	45	57	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36	32
	12月以上	53	53	49	61	41	37	33
15	3月未満	53	53	49	61	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40	36
	12月以上	57	57	53	65	45	41	37
16	3月未満	57	57	53	65	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42	38
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43	39
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44	40
	12月以上	61	61	57	69	49	45	41
17	3月未満	61	61	57	69	49	45	41
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46	42
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47	43

	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48	44
	12月以上	65	65	61	73	53	49	45
18	3月未満	65	65	61	73	53	49	45
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50	46
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51	47
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52	48
	12月以上	69	69	65	77	57	53	49
19	3月未満	69	69	65	77	57	53	49
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54	50
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55	51
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56	52
	12月以上	73	73	67	81	61	57	53
20	3月未満	73	73	67	81	61	57	53
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58	54
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59	55
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60	56
	12月以上	77	77	69	85	65	61	57
21	3月未満	77	77	69	85	65	61	57
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62	58
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63	59
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64	60
	12月以上	81	81	73	89	69	65	61
22	3月未満	81	81	73	89	69	65	61
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66	62
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67	63
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68	64
	12月以上	85	85	75	93	73	69	65
23	3月未満	85	85	75	93	73	69	65
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69	66
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69	67
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69	68
	12月以上	89	89	77	97	77	69	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	69	69
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	70	70
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	71	71
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	72	72
	12月以上	93	93	79	101	81	73	73
25	3月未満	93	93	79	101	81	73	73
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	74	74
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	75	75
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	76	76
	12月以上	97	97	81	105	85	77	77
26	3月未満	97	97	81	105	85	77	77
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	78	78
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	79	79
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	80	80
	12月以上	101	101	85	109	89	81	81

27	3月未満	101	101	85	109	89		
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90		
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91		
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92		
	12月以上	105	105	87	113	93		
28	3月未満	105	105	87	113			
	3月以上6月未満	106	106	87	114			
	6月以上9月未満	107	107	88	115			
	9月以上12月未満	108	108	88	116			
	12月以上	109	109	89	117			
29	3月未満	109	109	89	117			
	3月以上6月未満	110	110	90	118			
	6月以上9月未満	111	111	91	119			
	9月以上12月未満	112	112	92	120			
	12月以上	113	113	93	121			
30	3月未満	113	113	93	121			
	3月以上6月未満	114	114	93	122			
	6月以上9月未満	115	115	94	123			
	9月以上12月未満	116	116	94	124			
	12月以上	117	117	95	125			
31	3月未満	117	117	95	125			
	3月以上6月未満	118	118	95	126			
	6月以上9月未満	119	119	96	127			
	9月以上12月未満	120	120	96	128			
	12月以上	121	121	97	129			
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	121	122					
	6月以上9月未満	121	123					
	9月以上12月未満	121	124					
	12月以上	121	125					
33	3月未満		125					
	3月以上6月未満		126					
	6月以上9月未満		127					
	9月以上12月未満		128					
	12月以上		129					

附則別表第3 職員の新号給 (附則第4項関係)

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2 級	278,600 円	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133

5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101
7 級	418,700	73	74	75	76	77

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第18条第1項第2号の職員の項を次のように改める。

条例第18条第1項第2号の職員	職務の級4級の職員	80,000円
	職務の級3級の職員	75,000円
	職務の級2級の職員（市長が定める職員に限る。）	70,000円
	職務の級2級の職員（市長が定める職員を除く。）	55,000円
	その他の職員	50,000円

第3条を次のように改める。

第3条 条例第30条第2項に規定する市長が定める手当の額は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	手 当 の 額
中央卸売市場に所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この表において「深夜」という。）において行われる中央卸売市場の現場業務に従事したもの	深夜において勤務した時間が2時間以上の場合 勤務1回につき 2,900円
	深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 2,000円
保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 6,800円
	深夜において勤務した時間が4時間以上7時間未満である場合 勤務1回につき 3,300円
	深夜において勤務した時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回につき 2,900円
	深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 2,000円
夜間特殊勤務に従事する消防職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの	深夜において勤務した時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 650円
	深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 325円

第4条を削り、第5条を第4条とする。

様式第1号及び様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第26号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 2類感染症病床等勤務手当（第3条）
- (2) 病院勤務手当（第4条）
- (3) 剖検補助作業手当（第5条）
- (4) 犬等捕獲処分作業手当（第6条）
- (5) 道路上等作業手当（第7条）
- (6) 有毒薬物取扱手当（第8条）
- (7) 高所等作業手当（第9条）
- (8) 災害応急作業等手当（第10条）
- (9) 汚物処理手当（第11条）
- (10) 変則勤務手当（第12条）

第2条の2を削る。

第4条及び第5条を削り、第3条の3を第5条とし、第3条の2を第4条とする。

第6条第1項中「職員で」を「職員が」に、「従事するものに対して」を「従事したときに」に改め、同条第2項中「勤務1月につき25,800円」を「従事した日1日につき850円」に改める。

第7条の見出し中「道路上作業手当」を「道路上等作業手当」に改め、同条第1項中「道路上作業手当」を「道路上等作業手当」に改め、「道路等管理事務所に所属する職員が」を削り、「作業に従事したときに」を「職員に対して」に改め、同項第1号中「交通」を「道路等管理事務所に所属する職員で、交通」に改め、「維持修繕作業」の次に「に従事したもの」を加え、同項第2号中「アスファルト舗装」を「道路等管理事務所に所属する職員で、アスファルト舗装」に改め、「限る。）」の次に「に従事したもの」を加え、同項第3号中「交通」を「道路等管理事務所に所属する職員で、交通」に改め、「せん定の作業」の次に「に従事したもの」を加え、同項に次の3号を加える。

- (4) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第3条第1項の規定により指定された道路又は市長が指定した道路において、午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業又はこれに伴う排雪等の作業に従事した職員
- (5) ブルドーザー、グレーダー、ショベルローダー、大型トラクターその他これらに類する特殊自動車の運転業務（1日の運転時間が2時間以上のものに限る。次号において同じ。）に従事した職員
- (6) 前号に掲げる特殊自動車以外の特殊自動車の運転業務に従事した職員

第7条第2項中「掲げる作業」を「掲げる職員」に改め、同項第1号中「前項第1号の作業」を「前項第1号の職員」に改め、同項第2号中「作業」を「職員」に改め、同項第3号中「前項第3号の作業」を「前項第3号の職員」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 前項第4号の職員 350円
- (5) 前項第5号の職員 300円
- (6) 前項第6号の職員 230円

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項第1号中「地上5メートル」を「高低差10メートル」に改め、「又は地下5メートル以下の箇所」を削り、「従事する」を「従事した」に改め、同項第2号中「従事する」を「従事した」に改め、同条第2項中「地上15メートル」を「高低差20メートル」に改め、同条を第9条とする。

第11条の2を第10条とする。

第12条第1項第1号中「従事する」を「従事した」に改め、同項第2号中「環境総務課、」を削り、「従事する者」を「従事したものに」改め、同項第3号及び第4号中「従事する者」を「従事したものに」改め、同項第5号を削り、同項第6号中「従事する者」を「従事したものに」改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「従事する者」を「従事したものに」改め、同号を同項第6号とし、同条第2項第1号中「勤務1月につき14,400円」を「従事した日1日につき470円」に改め、同項第2号中「勤務1月につき27,100円」を「従事した日1日につき880円」に改め、同項第3号中「勤務1月につき26,300円」を「従事した日1日につき860円」に改め、同項第4号中「勤務1月につき25,800円」を「従事した日1日につき840円」に改め、同項第5号中「勤務1月につき7,200円」を「従事した日1日につき390円」に改め、同項第6号中「勤務1月につき11,900円」を「従事した回数1回につき480円」に改め、同項

第7号を削り、同条第4項中「1,700円」を「550円」に改め、同条を第11条とする。

第13条から第21条までを削る。

第22条第1項を次のように改め、同条を第12条とする。

変則勤務手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事した職員で、次の表の左欄に掲げるものに対し、同表の右欄に定める額を支給する。

区 分	手 当 の 額
市立病院に所属する職員で、正規の勤務時間における勤務の一部が深夜において行われる調理及び配膳の作業に従事したもの	勤務1回につき 1,450円
東部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの	勤務1回につき 1,650円

第23条を削り、第24条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第27号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（昭和25年規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成18年3月31日において2級の職務にあった者に対する第9条第1項の規定の適用については、その者が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第15条による改正後の条例における1級の職務にある間は、同項中「1級」とあるのは「2級」と、「15,800円」とあるのは「31,600円」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第28号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員の退職の日において」を「職員が」に改める。

第2条の2第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条を第2条の9とし、第2条の次に次の7条を加える。

(基礎在職期間)

第2条の2 条例第4条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第6条の4第6項に規定する場合における条例第6条第6項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第19項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第20項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる条例附則第4項第1号に規定する旧日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第21項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後

の同項に規定する承継法人等の職員としての在職期間

(5) 条例附則第25項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間

(6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第18条第1項に規定する場合における同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

(休職月等)

第2条の3 条例第5条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第5条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第2条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第4条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第5条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

2 退職した者が前項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職務の級、階級、号給又は給料月額については、当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により定める。

3 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合(職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する当該特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に限る。)に当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第10条の2の規定による管理職手当(以下この項において「管理職手当」という。)については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員としての引き続いた在職期間の末日(以下この項において「特定基礎在職期間の直前の日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合と当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日(以下この項において「特定基礎在職期間に連続する日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合のうちいずれか低いものを給料月額に乗じて得た管理職手当の支給を受けていたものとみなす。

(1) 特定基礎在職期間の直前の日にその者が従事していた職務と特定基礎在職期間に連続する日にその者が従事し

ていた職務が同種のものであること。

- (2) 特定基礎在職期間の直前の日及び特定基礎在職期間に連続する日にその者が属する職務の級が同一であり、かつ、その者が管理職手当の支給を受けていたこと。
- 4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。
- (1) 地方公務員法第55条の2ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の規定による休職の期間、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第7条第1項ただし書の規定による休職の期間又は法人の就業規則等に定められている休職で労働組合業務に専ら従事するためのものの期間 前条第1号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 前条第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
- (3) 地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)、同法第27条第2項に基づき条例で規定する休職の期間(地方公務員を条例第5条の4第1項に規定する休職指定法人の業務に従事させるための休職の期間を除く。)、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条の規定による職員派遣の期間、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業の期間若しくは地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の期間、国家公務員法第79条の規定による休職の期間(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び国家公務員を条例第5条の4第1項に規定する休職指定法人の業務に従事させるための休職を除く。)、同法第82条に規定する停職の期間、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第2条の規定による派遣の期間、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)第7条の規定による交流派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。) 前条第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

(職員の区分)

第2条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第2条の6 前条(第2条の4第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

(基本給月額に準ずる額)

第2条の7 条例第5条の5第2項に規定する基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与が、給料及び地域手当に区分して支給される職員 それらの月額合計額
- (2) 給料又は給料に相当する給与のみ支給される職員のうちそれらの額が月額により定められている職員 それらの月額
- (3) 給料又は給料に相当する給与のみ支給される職員のうちそれらの額が日額により定められている職員 それらの日額に21を乗じて得た額
(その者の非違により退職した者)

第2条の8 条例第7条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附則に次の1項を加える。

- 5 条例附則第27項ただし書に規定する規則で定める額は、第2条の7各号に規定する給料の月額とする。

附則の次に次の別表を加える

別表（第2条の5関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの 4 公営企業管理者、教育長又は常勤の監査委員
第2号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの 4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの 5 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第3号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの 4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者

	<p>でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p>

	<p>のうち市長の定めるもの又は1級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表⁽²⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表⁽³⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>4 公営企業管理者、教育長又は常勤の監査委員</p>
第2号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表⁽²⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第3号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表⁽²⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽²⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽³⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>

第4号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの 3 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの 6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第5号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの 3 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの又は2級であったもののうち市長の定めるもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの 5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの 6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第6号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの 3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 5 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第7号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの 3 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの又は1級であったもののうち市長の定めるもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務

	<p>の級が1級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽²⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表⁽³⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(改正条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額)
- 2 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第15号。以下「改正条例」という。)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、同条第2項の規定を適用することとなる者が、その者の改正条例による改正後の金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)第4条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間(次項において「特定基礎在職期間」という。)において同条例第1条に規定する職員(次項において「職員」という。)として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 3 前項に規定する給料月額は、改正条例附則第2条第2項の規定を適用することとなる者が、改正条例の施行の日の前日を含む特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなされる場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により計算した場合にその者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
(改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額)
- 4 改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、第2項に規定する給料月額とする。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄